

# 福井県麻薬小売業者間譲渡許可審査基準および指導基準

平成 30 年 3 月 23 日 策定

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

福井県健康福祉部医薬食品・衛生課

## 第1 目的

この基準は、麻薬小売業者間譲渡許可に係る審査基準および指導基準について定め、公正な許可事務を確保するとともに透明性の向上を図ることを目的とする。

## 第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 1 法令の規定 法令に定められた事項
- 2 審査基準 行政手続法（平成5年法律第88号）第5条に定める審査基準であり、申請により求められた許認可等をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- 3 指導基準 行政手続法第36条および福井県行政手続条例（平成7年福井県条例第31号）第34条の趣旨に基づき、統一的な行政指導を行うための基準をいう。

### <凡例>

法令等の引用に当っては、次の略号を用いる。

麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第○条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・法第○条  
麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）第○条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則第○条

### 第3 麻薬小売業者間譲渡許可

| 法令の規定  | 審査基準  | 指導基準 |
|--|---|------|
| <p>1 2以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、規則第9条の規定にかかわらず、次項に定める手続きにより共同して、法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。(規則第9条の2第1項)</p> <p>(1) いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること</p> <p>イ 共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき</p> <p>ロ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第1項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡の日から90日を経過したものを保管しているとき</p> <p>(2) いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること</p> | <p>1 申請にあたっては次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 許可を受けようとする全ての麻薬業務所は、他の麻薬小売業者間譲渡許可グループに属していないこと</p> <p>(2) 許可を受けようとする全ての麻薬業務所が同一市町内にあること。(ただし、麻薬業務所の移動時間が概ね往復1時間以内である場合を除く。)</p> <p>(3) 許可を受けようとする麻薬業務所の数の上限は、20以下であること。(ただし、同一の市町内に全ての麻薬業務所がある場合を除く。)</p> <p>2 申請書および添付書類</p> <p>(1) 麻薬小売業者間譲渡許可申請書<br/>         正本：1部<br/>         副本：共同して申請する麻薬小売業者の数に1を足した数</p> <p>(2) 共同して申請する全申請者の麻薬業務所所在地の位置関係がわかる地図 1部</p> <p>(3) 各麻薬業務所間のおおよその距離および移動に要する時間を示した書類 1部</p> <p>なお、全ての麻薬業務所が同一市町にある場合には、(2)および(3)は省略することができる。</p> |      |

#### 附 則

この基準は平成30年3月23日から適用する。

この基準は令和4年4月1日から適用する。